

特定技能外国人材紹介料及び支援委託サービス料のご案内

◆人材紹介料（入社前事前ガイダンス～内定・入国まで）◆

A・貴社の求人に対して申し込みのあった人材を直接雇用する場合。（直接雇用出来る国に限る）

弊協会で、貴社の求人情報を現地語に翻訳し事前ガイダンスを実施、内定までフォローします。

◎内定者、1人の場合：15万円 2人以上の場合：10万円/人

※3ヶ月以内に離職の場合は50%返金致します。

B・外国の人材紹介業者及び送り出し機関を使う場合

Aの人材紹介料+送り出し機関へ報酬

◎20万円～50万円程度（国は送り出し機関によって変わります）

※3ヶ月以内に離職の場合は50%返金致します。

※人材紹介料は内定してから初めて発生いたします。

※基本的にZOOM面接を致しますが、現地（海外）での面接希望の場合は別途実費を申し受けます。

※お支払いは内定時にお願い致します。

C・貴社で就労中の技能実習生を特定技能に切り替える場合。

◎在留資格変更者 1名：10万円

◆特定技能在留資格申請◆

※入国管理局への在留資格申請、大使館、労働局等への申請は行政書士の分野となり、別途料金となります。

弊協会顧問・特定技能在留資格専門の弊社顧問弁護士をご利用ください。

◎概算：初回5万円+10万円/人となります（大使館、協議会などは別途）

◆就労開始時支援料（内定から入国・引っ越し、就労までの支援）◆

入国又は国内切替・就労開始時支援料（内定から入国・切替までの法的手続、VISA 取得、現地労働局許可、在留カード発行、及び入国の飛行機チケット手配、空港送迎、国内引っ越し、住居確保、冷蔵庫、洗濯機等家電の準備、ライフライン等の生活に必要な契約、銀行口座開設、生活オリエンテーション、転入届等公的手続等への同行、等の支援）が含まれます。

◎入国・切替時支援・就労支援　：1人8万円

※お支払いは就労開始時にお願いいたします。

※国内での技能実習生から特定技能への切り替えの場合はご相談の上支援をいたします。

◆通常法定支援◆

日本語学習の機会の提供、相談・苦情への対応、日本人との交流促進、転職支援（人員整理等の場合）、定期的な面接、行政機関への四半期報告。

◎就労1年目	1名：月額3万円
2年目～5年目	1名：月額2万円

※貴社の技能実習生から特定技能への切り替えの場合。

◎支援開始からから5年目　1名：月額2万円

特定技能「登録支援機関」登録番号19登-002158
有料職業紹介事業許可番号　22-ユ-300837

一般社団法人　静岡登録支援協会

2025年1月1日現在